

## 裁判手続との連携等に関する意見(要旨)

### < ADRと裁判との連携全般に関する意見 >

ADRと裁判との間で相互の協力・連携があれば、迅速・適正な紛争解決に資することとなる。ただし、そのためには、裁判所が民事・家事調停以外のADRと連携する意思を有していることが前提となるので、裁判所の意見も聞いて議論することが必要。

ADRの信頼性を高める効果も期待できる。

紛争解決の手段として、裁判外の手続であるがゆえにADRを、あるいは、あえて裁判手続を、それぞれ選択した当事者の意向に配慮が必要。

連携を進めるには、法的整備が必要。

現状を踏まえると、連携を図る必要性はあまりない。

ADRは裁判とは一線を画して活動することが望ましい。

現状では、ADRの結果を裁判に引き継げるだけの、体制(職員の力量等)整備ができていないし、ADR機関として相当程度負担が生ずることとなるのではないか。

### < ADRに申し立てられた事案についての裁判手続との連携に関する意見 >

#### (ADRの結果等の裁判への引継ぎに関する意見)

ADRが不調でも、その過程での争点整理が後続する裁判での紛争解決に役立ったケースは現に多くある。

裁判所がADRの記録を取り寄せ、審理に活用することを望む。

ADRにおいて専門的に検討したとしての主張整理や証拠調べ・鑑定の結果等を裁判に引き継ぐことにより、手続の無駄を省き、紛争の迅速な解決、当事者の負担軽減に資することになるので、引継ぎを認めることが望ましい。

裁判手続に移行しても十分な証拠資料となるよう、審理の充実、記録の整備に努めることが重要である。

専門性を必要とする分野につき一定の能力のあるADRで行った鑑定結果等については、一定の証拠力を持たせる仕組みがあってもよいのではないか。

厳格な要件を満たすADR機関の判断については、事実認定についての拘束力を持たせる仕組みがあってもよいのではないか。

連携が有効な場合もあるが、非公開であり、また、解決のために譲歩していることも多いADRの過程で出された資料を裁判に引き継ぐことについては、当事者の承諾を条件とするなど、当事者の意向を確認する必要。

前提として、ADRでの証拠調べ等に裁判所と同等の権限を与え、ADRと裁判とが連動するような法整備が必要。

ADRにおけるすべての主張・証拠等を引き継ぐためには、きちんとした検証等が必要である。

業界団体が設立したADRとしては、因果関係の法的根拠となり得る情報を裁判に引き継ぐことは困難。

裁判手続の一部を担う形となると、ADRが裁判手続の一部に組み込まれ、迅速かつ柔軟な解決というADRの特長が阻害されるのではないかと懸念する。

申立て人（被害者）の多くが代理人に弁護士を依頼しておらず、主張整理や証拠提出が十分ではないこともあり得るので、ADRでの主張整理や証拠調べの結果が訴訟でも拘束力を持つとすると、被害者の権利保障に欠けるのではないかと懸念。

### （ADR手続における裁判手続の利用に関する意見）

ADR単独では裁判所のような事実認定、証拠調べが困難なので、裁判手続との連携は必要。

現状を踏まえると、ADR手続で裁判手続を利用するほどの必要性はない。

### < 裁判所に申し立てられた事案についてのADRとの連携に関する意見 >

#### （全般的意見）

非常に望ましいことである。

当事者のニーズや事案の特性に応じ、多様な手続が選択可能になるとともに、手続の無駄を省くことのできる効果が期待できる。

調停の代替、裁判手続の委嘱を受けた場合に、十分な審理が行えるよう規則の整備、仲裁人候補者の充実、記録整備の体制を整えることが重要である。

特に専門性の高い分野の紛争を扱うADRについては、連携を検討すべき。

ADRの利点と裁判手続の利点を相互に補完できるような制度を検討すべき。

ADRが裁判所の下請化することのないよう、両者の役割分担に関する規定を明確化すべき。

裁判所との連携に関し、裁判所から引き継いだ事案について訴訟費用・ADR費用の負担を相互に工夫できる規定を検討するなど、費用負担の問題を解決する必要がある。

事案を裁判から引き継ぐこととなると、ADRの自主性が損なわれないかといった点につき検討が必要。

厳格な裁判手続と迅速・柔軟な解決を旨とするADRは目的が異なるので、裁判手続の一部を担うことは現状では困難であるし、賛成もできない。

裁判の争点整理・証拠整理の役割を担ったり、民事調停に代替するなど、裁判手続との連携を図ることは、現状では困難である。

#### (主に事件のADRへの回付に関する意見)

ADRが回付を受けるためには、民事・家事調停と比べ、迅速性・柔軟性・専門性等の点で特長を出す努力をする必要。

裁判所が事件を回付する場合には、その理由が明確に示されることが必要。

裁判からADRへの回付については、裁判とは別にADRの手数料がかかることがネックとなるが、同意がある場合に限ればいいのではないか。

事件の回付を安易に、あるいは職権で行うことには反対。当事者の同意を条件とする必要。

裁判所からADRへの事件回付を行うのであれば、公的なADR機関を新設して行うべき。

国民の裁判を受ける権利を制限することにつながらないかを懸念。

業界団体が設立したADRとしては、裁判所からの回付を受けても、被害者救済に役立つとは考えられないので、応じかねる。

#### (主に争点整理・証拠整理におけるADRの活用に関する意見)

ADRでの争点整理が迅速に進むのであれば、裁判の迅速化につながり是非検討すべき。

争点整理・証拠整理といった裁判手続の一部を担う場合、ADRの利点を活かすことができる形ならばよいが、柔軟な解決というADRの利点が損なわれることが懸念される。

いったん裁判に係属した以上は、争点整理や証拠整理は裁判所の職責として行われるべき。

#### (主に調停前置の場合のADRの活用に関する意見)

手続の簡素化、事件の早期解決のためにも、ADRに調停前置の代替性を持たせることは必要。裁判所も民事・家事調停があるからよしとするのではなく、他のADRの利用可能性にも目を向けるべきである。

民事調停との代替はよいことであるが、体制(人的・物的)上困難な面もあり。